

## 【会員限定プロモーションビデオ制作事業利用基準】

(目 的)

第1条 「会員限定プロモーションビデオ制作事業」(以下「映像制作事業」という。)は、川口商工会議所会員(以下「会員」という。)が、会員の事業や商品をPRするために利用する映像を作成することを目的としています。

(制作申込み手続)

第2条 映像作成を希望する会員は、ホームページ上にある問い合わせフォームを使用し、本商工会議所及び映像制作委託会社(以下「制作会社」という。)に対して申し込みをしていただきます。

2 映像制作を希望する者は前項の問い合わせフォーム入力後、事前確認フォーマットシートについても指定する日時までに入力していただきます。

(制作委託会社)

第3条 本商工会議所は、前条により申込を受けたプロモーションビデオの制作を、株式会社フレックスに委託します。

(制 作 料)

第4条 制作料(1社あたりの料金：消費税込み)は、次のとおりとします。

	1社	2社まとめ割	4社まとめ割
30秒	374,000円	275,000円	198,000円
45秒	418,000円	330,000円	
60秒	418,000円	330,000円	
90秒	418,000円	330,000円	
120秒	484,000円		
180秒	484,000円		

2 2社まとめ割、4社まとめ割は、申込時に合同制作する事業者の名前を入力できること。

株式会社フレックスが撮影する日程を合同制作する事業者と合わせられることが要件となります。

3 第1項記載の制作料に加えて支払を要する費用(以下、「オプション費用」とする。)は、制作会社が見積もりを提示し会員が承諾した金額とします

見積もりが必要なオプションの例は次のとおり

- (1) ナレーション
- (2) BGM指定
- (3) 川口市外の撮影
- (4) 規定時間オーバー分
- (5) DVD化などのメディア変換

(制作料の徴収)

第5条 第2条の申込を行った者は、制作料を、株式会社フレックスに対して支払います。

(映像制作の制限)

第6条 映像制作事業の健全な運営を図るため、次の事項に抵触する恐れのある場合は、映像内容の変更または映像制作をお断りすることがあります。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 犯罪行為に結びつく内容
- (3) 第三者の知的所有権を侵害する内容
- (4) 第三者の財産、信用、プライバシーを侵害する内容
- (5) 第三者の経済的・精神的損害を与える内容・脅迫的・いやがらせ・誹謗中傷・品性を欠く内容、民族的・人種的差別につながる内容、社会的倫理的に問題がある内容
- (6) 未成年者に悪影響のある内容
- (7) 宗教及び政治に関する内容
- (8) 事実を誇張して、視聴者に過大評価される内容
- (9) 金融関係法令に認められていない金融業、利殖業に類する内容
- (10) その他、本商工会議所が不適切と判断する内容

(損害賠償)

第7条 川口商工会議所(以下「本商工会議所」という。)は、映像制作事業で制作した映像を利用したことによる損害のすべてに関し、いかなる相手にも、いかなる場合においても、いかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償義務もないものとし、これは、請求原因が、不法行為、契約、慣習、条理等その他のいかなる理由に基づく場合であっても同様です。

2 映像作成事象の利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、本商工会議所に損害等の一切の迷惑をかけないものとし、

(権利)

第8条 納品した制作物に関する著作権及び肖像権は制作した会員に帰属します。

(その他)

第9条 映像制作事業の利用にあたっては、本基準の内容を承諾した上で利用するものとします。

- 2 本基準の内容は、本商工会議所により必要に応じて任意に変更されることがあります。
- 3 本基準あるいは映像制作事業から生じる、あるいはそれに関連する一切の紛争あるいはクレームに関しては、本商工会議所の本所在地を間隔する裁判所を専属的外管轄裁判所とします。
- 4 本基準の準拠法は、日本国法とします。